県章

山形県公報

令和８年10月９日（金）
第744号
毎週火・金曜日発行

目　　次

規　　則

○山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例施行規則……（こども家庭・母子保健課）…987
○山形県景観規則の一部を改正する規則……（都市計画課）…988

告　　示

○県議会定例会の閉会……（財　政　課）…989
○山形県指定有形文化財の指定の解除……（県民文化芸術振興課）… 同
○農地を利用する権利の設定の裁定……（農業経営・所得向上推進課）… 同
○地域登録検査機関の登録の更新……（県産米戦略推進課）…990
○土地改良区の役員の就任の届出……（村山総合支庁農村計画課）…991
○土地改良区の定款変更の認可……（庄内総合支庁農村計画課）… 同
○道路の区域の変更……（村山総合支庁北村山建設総務課）… 同
○同　……（　同　）…992
○同　……（　同　）… 同

人事委員会関係

規　　則

○山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則…… 同

公　　告

○特定調達契約に係る落札者の公告……（会　計　局）…993
○一般競争入札の公告……（中 央 病 院）… 同

規　　則

山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県規則第52号

山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（令和８年10月県条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

（夜間の職員配置）

第３条　条例第15条の規則で定める数は、１以上とする。

（食事）

第４条　登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮すること。

(2) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第５条　児童相談所長又は知事は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

２　前項の措置の実施に当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談する体制を整備しなければならない。

３　第１項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

４　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（登録一時保護委託者における記録）

第６条　登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（苦情への対応）

第７条　知事は、条例第22条の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第８条　登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有機物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県規則第53号

山形県景観規則の一部を改正する規則

山形県景観規則（平成20年２月県規則第７号）の一部を次のように改正する。

目次中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第４条第２項第１号ロ及び第２号中「堆積（たい）」を「堆積」に改める。

第５条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

「第６章　景観整備機構」を「第６章　景観整備推進法人」に改める。

第23条の見出し中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第１項中「景観整備機構指定申請書」を「景観整備推進法人指定申請書」に改め、同条第２項中「景観整備機構変更届出書」を「景観整備推進法人変更届出書」に改める。

別記様式第１号中「堆積（たい）」を「堆積」に改める。

別記様式第10号中「景観整備機構指定申請書」を「景観整備推進法人指定申請書」に、「、景観整備機構」を「、景観整備推進法人」に、

「

２　特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人

」を

「

２　特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人	
３　良好な景観の形成を図ることを目的とする会社	

」に、

「

法第93条第７号に掲げる業務		

」を

「

法第93条第７号に掲げる業務		
法第93条第８号に掲げる業務		

」に改める。

別記様式第11号中「景観整備機構変更届出書」を「景観整備推進法人変更届出書」に、「、景観整備機構」を「、景観整備推進法人」に改める。

附　則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

告　　示

山形県告示第723号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第１項の規定により令和８年９月16日招集した山形県議会定例会は、同年10月８日閉会した。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県告示第724号

山形県文化財保護条例（昭和30年８月県条例第27号）第５条第１項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定を解除する。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

種　別	名　称	員　数	旧所有者	旧所有者の住所
工芸品の部	擬宝珠堆朱盆	１枚	公益財団法人蟹仙洞	上山市矢来四丁目６番８号

山形県告示第725号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡飯豊町大字萩生字町東923番５	畑	192
西置賜郡飯豊町大字萩生字町東3544番	田	645

２　利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和９年１月	10年	12,900円

３　補償金の支払の方法
　利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。
４　農地の所有者等の情報
　なし

山形県告示第726号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第３項において準用する同法第17条第２項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　(1) 登録年月日及び登録番号
　平成28年10月３日
　87
(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
　株式会社大商金山牧場
　代表取締役　小野木　重弥
　酒田市山居町二丁目３番８号　庄内ＪＡビル
(3) 農産物検査を行う農産物の種類
　国内産もみ（飼料用もみ）　国内産玄米（飼料用玄米）
(4) 登録の区分
　品位等検査
(5) 農産物検査を行う区域
　山形県
(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏　　名	農産物検査を行う農産物の種類	備　　考
丹　　信　幸	もみ（飼料用もみ）　玄米（飼料用玄米）	国内産農産物に限る。

２　(1) 登録年月日及び登録番号
　平成28年10月６日
　88
(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
　農事組合法人りぞねっと
　代表理事組合長　齋藤　隆幸
　最上郡真室川町大字新町379番地
(3) 農産物検査を行う農産物の種類
　国内産もみ　国内産玄米
(4) 登録の区分
　品位等検査
(5) 農産物検査を行う区域
　山形県
(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏　　名	農産物検査を行う農産物の種類	備　　考
齋　藤　隆　幸	もみ　玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条18項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

理事及び監事の別	氏　　名	住　　所
理　　事	若　林　吾　朗	尾花沢市大字芦沢1012番地

山形県告示第728号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　土地改良区の名称

大町溝土地改良区

２　事務所の所在地

酒田市砂越字小形111番地

３　認可年月日

令和８年９月25日

山形県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和８年10月９日から同月23日まで縦覧に供する。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　道路の種類　　県道

２　路　線　名　　尾花沢関山線

３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区　　間	旧新の別	敷地の幅員	延　　長
村山市楯岡新町二丁目4836番６から 同　　4839番５まで	旧	13.1 メートル ～ 10.1	メートル 73
村山市楯岡新町二丁目4836番６から 同　　4839番４まで	新	35.2 メートル ～ 10.1	同　上

山形県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和８年10月９日から同月23日まで縦覧に供する。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　道路の種類　県道

２　路線名　東根尾花沢線

３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
村山市楯岡新町一丁目26番から 同　30番４まで	旧	7.8メートル 〜 7.8	44メートル
村山市楯岡新町一丁目26番から 同　29番１まで	新	11.0メートル 〜 7.8	33メートル

山形県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和８年10月９日から同月23日まで縦覧に供する。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　道路の種類　県道

２　路線名　中島新田楯岡線

３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
村山市楯岡新町一丁目31番２から 同　30番２まで	旧	22.4メートル 〜 20.0	25メートル
村山市楯岡新町一丁目31番１から 同　30番２まで	新	20.0メートル 〜 20.0	15メートル

人事委員会関係

規　則

山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月９日

山形県人事委員会
委員長　安孫子　俊　彦

山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第40号を第41号とし、第34号から第39号までを１号ずつ繰り下げ、第33号の次に次の１号を加える。

(34)　警察職員の特殊勤務手当のうち危険鳥獣捕獲作業等手当については、危険鳥獣捕獲作業等従事職員特殊勤務実績簿（別記様式第１号）

第３条の10を第３条の11とし、第３条の９の次に次の１条を加える。

（危険鳥獣捕獲作業等手当）

第３条の10　条例第14条第２項の表第18号イの人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条の４第１項の規定により通行が禁止され、又は制限されている場所において行う危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はこれらの補助の作業

(2) 前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

２　条例第14条第２項の表第18号ロの人事委員会規則で定める著しく危険な作業は、次に掲げる作業とする。

(1) 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成14年国家公安委員会規則第16号）第４条第４号に規定する任務に係る作業

(2) 前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

第12条第１項中第42号を第43号とし、第36号から第41号までを１号ずつ繰り下げ、第35号の次に次の１号を加える。

(36) 危険鳥獣捕獲作業等手当

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の規定は、令和８年６月３日から適用する。

公　　告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和８年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　落札に係る物品等の名称及び数量　空港用化学消防車　１台

２　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当　山形市松波二丁目８番１号　電話番号023(630)2718

３　落札者を決定した日　令和８年９月29日

４　落札者の名称及び所在地　帝國繊維株式会社　東京都中央区日本橋二丁目５番１号

５　落札金額　289,850,000円

６　特定調達契約の相手方を決定した手続　一般競争入札

７　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定による公告を行った日

令和８年９月４日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、検体検査機器の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和８年10月９日

山形県立中央病院長　鈴　木　克　典

１　入札の場所及び日時

(1) 場所　山形市大字青柳1800番地　山形県立中央病院３階　会議室２

(2) 日時　令和８年11月18日（水）　午前10時

２　入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量　検体検査機器　一式

(2) 調達をする物品の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限　令和９年12月31日（金）

(4) 納入場所　山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院

(5) 入札方法　総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3　入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和８年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和８年１月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の４第１項第３号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ　役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4　総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ　入札価格の評価方法　入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

入札価格評価点（１点未満切捨て）＝（１－入札価格／入札書比較価格）×300

ロ　価格以外の要素の評価方法　価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ　入札価格評価点及び業務提案評価点の配分　点数については600点満点とし、うち入札価格評価点を300点、業務提案評価点を300点とする。

ニ　総合評価点の算出方式　入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

(2) 落札者の決定方法　規則第120条第１項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。

(3) 入札参加者の欠格　業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、３に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地　山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室　電話番号023(685)2623

6　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除する。

(2) 契約保証金　契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7　入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の２の規定に該当する入札は、無効とする。

8　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

９　その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を令和８年11月２日（月）午後１時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年10月27日（火）午後１時までに山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室に提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10　Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Specimen testing equipment: 1 set

(2) Time-Limit for tender: 10:00 A.M. November 18,2026

(3) Contact point for the notice: Management Division,Yamagata Prefectural Central Hospital,1800 Aoyagi,Yamagata-shi,Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023(685)2623

令和８年10月９日印刷　　発行所　山　形　県　庁
令和８年10月９日発行　　発行人　山　　形　　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。